



特集「環境アセス法の10年」の編集にあたって

1997（平成9）年6月9日、第140回通常国会で環境影響評価法（以下 環境アセス法）が成立し、同年6月13日に交付された。それから10年がたち、同法にもとづき実施された環境アセスは、169件（2007年3月末）を数える。

諸外国にくらべて、環境アセスの法制化が遅れたわが国であるが、この10年にどれだけの成果があがり、どのような課題が明らかになってきたのか。つぎの時代の環境アセス制度のあり方を考えていくために、この10年の検証をきちんとおこなっておく必要がある。

そもそも環境アセス制度には、2つの機能がある。1つは、科学的な正当性を確保すること（科学的な妥当性の確保）である。この機能を発揮するためには、環境アセスの技術の正当性が確立されていなければならない。もう1つは、多様なステイクホルダー（とくに市民）に関与の場を提供すること（場の確保）である。場があることで、社会的コミュニケーションや合意形成がうながされる。果たして、ここ10年に実施された環境アセスは、科学的な妥当性とコミュニケーションの場を確保してきたのか、それを支える制度や技術は十分なものであっただろうか。

本特集では、環境行政、地方自治体、研究者、事業者、コンサルタント、NGOといった各ステイクホルダーの立場から、環境アセス法の10年を振りかえってもらい、成果と課題、今後の展望を記していただいた。各ステイクホルダーには、とくにおのおのが関与する評価側面に着目した記述をお願いした。ステイクホルダーの立場上、すべてを書くには限界もあるという申告もなされたが、できるだけ現場の声を寄稿いただいた。

巻頭諸言では、浅野先生に「適切なアセスメントがおこなわれるための大前提」に遡った論点提示をいただいた。行政側からは、環境省、神奈川県に制度的課題を体系的に整理していただいた。研究者の側からは、影響評価を科学的な手法やPI（パブリックインボルブメント）という観点から島津先生と屋井先生に執筆をいただいた。ついで、事業者からは、電力関係について井内氏、建設業界から高山氏に寄稿をいただいた。特集の意図を汲み、ふみ込んだ記述をいただきことに感謝したい。

環境アセスを支えるコンサルタントの立場からは、日本環境アセスメント協会の取り組みを栗本氏に記していただいた。NGOからは、自然保護の観点について吉田先生、自動車公害について標氏に執筆をいただき、現場の事例を具体的に盛り込んだ記述をいただいた。

そして、環境情報科学センター（CEIS）における環境アセスに関するマニュアルづくりの経験等をふまえ、今後のアセスのあり方、CEISとしての取り組み方針等について、大谷が記述した。最後に、本企画の首謀者である原科がより包括的な見地から総括と展望を記した。

本企画には、環境アセスのチェック&アクションとして、制度、技術、参加手法の改善と向上を図るための示唆が込められている。科学的知見の共有と市民参加が成される民主的な社会づくりという理想を失わずに、環境アセスのつぎの10年を構想・実践していきたい。

（編集委員 白井信雄・原科幸彦）